



長野県報

12月18日(木)
平成15年
(2003年)
第1518号

目 次

告 示

児童健全育成事業補助金交付要綱（昭和61年長野県告示第629号）の一部改正（青少年家庭課）	1
道路の区域変更（2件）（道路維持課）	2
道路の供用開始（道路維持課）	3
漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示（内水面漁場管理委員会）	3

公 告

一般競争入札（管財課）	4
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	4
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	5
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書及び添付書類の縦覧（産業振興課）	5
一般競争入札（土地改良課）	5
県営土地改良事業の変更計画の縦覧（土地改良課）	6
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の縦覧（2件）（農村整備課）	6
国土調査法に基づく成果の認証（農村整備課）	6
長野県都市計画公聴会の開催（都市計画課）	7
都市計画の図書の写しの縦覧（下水道課）	9
都市再開発法に基づく市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可（建築管理課）	9
開発行為に関する工事の完了（4件）（建築管理課）	9
土地改良区の役員の就任及び退任（土地改良課）	10
土地改良区の役員の退任（土地改良課）	10

告 示

長野県告示第557号

児童健全育成事業補助金交付要綱（昭和61年長野県告示第629号）の一部を次のように改正し、平成15年度の補助金から適用します。

平成15年12月18日

長野県知事 田 中 康 夫

第1中「経費、」を「経費並びに」に、「並びに市町村、広域連合及び一部事務組合が」を「及び」に改める。

第2の表の児童クラブ事業の項を次のように改める。

児童クラブ事業	児童クラブの運営（委託により実施する場合を含む。）に要する経費（飲食物費を除く。）。ただし、次に定める額を1クラブ当たりの年額の限度とする。 (1) 年間の開設日数が281日以上の児童クラブ ア 基本額 (ア) 昼間保護者のいない家庭の小学生（以下「放課後児童」という。）	3分の2以内。ただし、(2)のア及びエについて2分の1以内。
---------	---	--------------------------------

等が10人から19人までの児童クラブ 963,000円
(イ) 放課後児童等が20人以上の児童クラブ 1,515,000円
イ 大規模加算額
(ア) 放課後児童等が36人から70人までの児童クラブ 964,000円
(イ) 放課後児童等が71人以上の児童クラブ 1,928,000円
ウ 長時間開設加算額
放課後児童等が10人以上で、かつ、1日6時間を超え、18時を超えて開設している児童クラブ 311,000円
エ 障害児受入加算額
放課後児童等が10人以上で、うち障害児が2人以上の児童クラブ 696,000円
オ 土日祝日加算額
年間の土日祝日の開設日数が48日以上の児童クラブ 220,000円
(2) 年間の開設日数が200日から280日までの児童クラブ
ア 基本額
(ア) 放課後児童等が10人から19人ま

での児童クラブ 300,000円
 (イ) 放課後児童等が20人以上の児童
 クラブ 1,169,000円
 イ 大規模加算額
 (ア) 放課後児童等が36人から70人ま
 での児童クラブ 799,000円
 (イ) 放課後児童等が71人以上の児童
 クラブ 1,599,000円
 ウ 長時間開設加算額
 放課後児童等が20人以上で、かつ、
 1日 6 時間を超えて開

設している児童クラブ 298,000円
 エ 障害児受入加算額
 放課後児童等が10人以上で、うち
 障害児が 2 人以上の児童クラブ
 537,000円

第10中「更埴市」を「千曲市」に改める。

青少年家庭課

長野県告示第558号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年1月2日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年12月18日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 142号
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
小県郡和田村字唐沢5384番の93地先から 小県郡和田村字唐沢5384番の72地先まで	旧	m 13.4~20.0	km 0.3955
同 上	新	m 16.3~25.0	km 0.3955

- 2 (1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 406号
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
小県郡真田町大字長字菅平1223番の3927地先から	旧	m 9.2~59.0	km 0.2996
小県郡真田町大字長字菅平1223番の3927地先まで		m 11.6~60.8	km 0.2553
同 上	新	m 11.6~60.8	km 0.2553

道路維持課

長野県告示第559号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年1月2日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年12月18日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 萩原小川線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曽郡上松町大字荻原小野2317番地先から 木曽郡上松町大字小川字栄町3丁目1890番地先まで	旧	m 4.0~30.0	km 2.7067
木曽郡上松町大字荻原小野2317番地先から 木曽郡上松町大字小川字クモ原3371番の114地先まで		1.7~38.0	3.6743
木曽郡上松町大字荻原小野2317番地先から 木曽郡上松町大字小川字栄町3丁目1890番地先まで	新	m 4.0~30.0	km 2.7067
木曽郡上松町大字荻原小野2317番地先から 木曽郡上松町大字小川字小路方5650番の41地先まで		1.7~38.0	3.4540

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 上松御岳線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曽郡上松町正島町2丁目83番地先から 木曽郡上松町大字小川字島3371番の109地先まで	旧	m 7.4~16.3	km 0.1378
木曽郡上松町正島町2丁目83番地先から 木曽郡上松町大字小川字クモ原3371番の114地先まで		12.0~81.0	0.3460
木曽郡上松町正島町2丁目83番地先から 木曽郡上松町大字小川字島3371番の109地先まで	新	m 7.4~16.3	km 0.1378
木曽郡上松町正島町2丁目83番地先から 木曽郡上松町大字小川字クモ原3371番の114地先まで		12.0~81.0	0.3460
木曽郡上松町大字小川字クモ原3371番の114地先から 木曽郡上松町大字小川字小路方5650番の41地先まで		12.0~19.0	0.2203

道路維持課

長野県告示第560号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成16年1月2日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年12月18日

長野県知事 田中康夫

1(1) 路線名 荻原小川線

(2) 供用を開始する区間

木曽郡上松町大字荻原小野2317番地先から

木曽郡上松町大字小川字小路方5650番の41地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成15年12月18日

2(1) 路線名 上松御岳線

(2) 供用を開始する区間

木曽郡上松町正島町2丁目83番地先から

木曽郡上松町大字小川字小路方5650番の41地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成15年12月18日

道路維持課

長野県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示します。

平成15年12月18日

長野県内水面漁場管理委員会会長 保野敏子

平成16年1月1日以降、ブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。以下同じ。）又はブルーギ

ルを採捕した者は、採捕したブラックバス又はブルーギルを、生かしたまま採捕した水域から持ち出してはならない。ただし、公的機関が試験研究の用に供する場合は、この限りでない。

内水面漁場管理委員会



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年12月18日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

脱臭装置 7台

(2) 物品等の特質

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

平成16年1月30日

(4) 納入場所

入札説明書のとおり

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4 第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7079

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含みま

す。）

ア 日時 平成16年1月6日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県総務部管財課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年1月7日 午後3時

イ 場所 長野県庁本館入札室

(4) 入札保証金

政令第167条の7 第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

管財課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年12月18日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年12月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 雪のはな

3 代表者の氏名

山 岸 正

4 主たる事務所の所在地

飯山市大字静間383番地11

5 定款に記載された目的

この法人は、古材等リサイクルユースを取り込んだ事業を行い、みゆき野地域の自然環境を守るとともに、ユニバーサルライフの提案・推進及びグループホーム・宅幼老所など福祉に関する事業を行い、子供からお年寄りまであらゆる人達が安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

生活文化課N P O活動推進室